

栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業

◆概要等

ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマによる農作物の被害を防止するため、新たに防護柵等を購入し、設置した場合に補助金を交付します。



◆対象者

市内に居住し、市内にある水田、畑等において農林水産物を生産する個人で、新たに防護柵等を設置した方です。

◆対象経費等

- ・ 資材等購入経費の2分の1以内の額（上限5万円。千円未満切り捨て）となります。
- ・ 対象となる資材は、電気柵、防護柵、シート、金網、ネット、音・光発生器等
 - * 令和5年4月1日以降に購入した資材等が対象となります。
 - * 爆竹、忌避剤等の消耗品は、対象となりません。
 - * 資材購入の際の送料、設置に係る取付費用は、対象となりません。

◆申請方法

事前に農林振興課または各総合支所市民サービス課の窓口で相談のうえ、資材等を購入・設置し、申請書に領収書の写し、設置状況のわかる写真を添付し、申請してください。

◆申請の受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年12月末日まで
* 広報くりはら4月1日号に事業周知掲載

お問い合わせ先

栗原市 農林振興部 農林畜産課

電話：0228-22-1136